

中国における農業協同組織の展望

～ 農民による再合作化の動きから～

総合政策学部 3 年 池谷亮
総合政策学部 3 年 佐藤綾子

総合政策学部 2 年 大谷真実
総合政策学部 3 年 山沢郁実

章立て

第一章 農業経営形態の変遷

- 第一節 土地改革 農業集団化
- 第二節 初級合作社 高級合作社
- 第三節 人民公社設立
- 第四節 人民公社崩壊 家族営農請負制
- 第五節 双層経営体制の構築と問題点

第二章 既存の合作社の考察

- 第一節 農村供銷合作社の現状
- 第二節 農村信用合作社の現状
- 小結

第三章 新たな協同組織の考察

- 第一節 地区性合作經濟組織
- 第二節 専門的合作經濟組織
 - 第一項 生産經濟組織、生産服務組織
 - 第二項 專業協会
- 第三節 農村合作基金会に関する考察
- 小結

終章 結論

問題の所在

中国は、1949年の建国以来、一貫して農業を国の基盤とする「農本主義¹」を貫いている。中国政府が、農業を非常に重視している背景には、農村部人口が全国の約4分の3を占めていること、さらには、約13億人の食糧問題を解決しなければならないという事情がある。仮に農業が衰退すれば、莫大な量の食糧を他国に依存せざるを得なくなる。また、農業の衰退により農村部が荒廃すれば、都市へ多量の人口が流出し、都市部における住居難や失業者の増大など、多くの社会問題が引き起こされることが容易に想像できる。加えて、中国農業は、2001年のWTO加盟により、国際市場での競争力が必要とされている²。こうし

¹ 近代において、農業をもって立国の基本であるとする考え方をいう。

² 農業部発展計画司の薛亮司長は、2002年2月26日、全人代の農業と農村委員会に報告する中で、「WTO加盟後、農業はチャンスを迎えると同時にチャレンジャーにも直面しており、積極的にこれに対応する必要がある。農業部は農産物の国際的競争力の向上を中心的任務として農業構造の調整、優位性の発揮、品質の向上、競争への奨励など四つの発展戦略を実施することになる。これと同時に強みのある産業区の設立、産業開発の行動計画の実施、農産物の科学技術含有量と農業における科学技術の応用の向上など具体的な措置を講じてチャレンジャーに対応する」と述べた。

た事情から、農業の発展は、中国の将来を左右する大きな鍵であるとともに、その必要性は国家の指導者から庶民までの共通認識となっているのである。

しかしながら、今日の中国農業は多くの問題を抱えている。樊綱（2002）は、農業における問題について、「現在の主な農業経営形態は、家族経営という小規模経営であり、これは、全ての農業問題に通じる。小規模経営により、農業の大規模化・構造化の推進が難しいため、農業技術が立ち遅れ、一人当たりの収入が非常に低い。」と指摘している³。こうした指摘は、多くの先行研究の中にも見受けられる。中国の小規模経営は農業発展の阻害要因の一つとすることができる。

これまで、中国では様々な農業経営形態をとってきた。家族経営（農地改革・土地私有制、1949年） 集団経営（初級合作社 高級合作社 人民公社、1950年 1978年） 家族経営（農業生産請負制、1978年～2003年現在）というサイクルを経験した後、近年再び合作化の気運を高めている。この動きの背景には、家族を単位とする農業生産請負制の下で、戸別経営では対応しきれない分野を補完する、集団化を要請する気運の高まりが見られる⁴。しかしながら、一方で、こうした要請が存在しつつも既存の合作社が集団的機能を果たせていないため、中国の農業は相変わらず家族単位で小規模なのが現状である。

本稿は、上述した、戸別農家と合作社による農業の二重経営体制は、形があっても実際は殆ど機能していないという点に注目し、1978年の人民公社解体以降、農民が自発的に作り上げた協同組織による再合作化を検証・評価することを目的としている。

手法は以下のとおりである。本稿では、前提として、建国から存在していた既存の集団組織を「合作社」、1978年の人民公社解体以降に農民の自発性に基づいて形成された集団組織を「協同組織」と称し、以下進めてく。

第一章では、建国時代の初級合作社から現在の戸別と集団による二重経営体制（双層経営体制）に至るまでの中国農業経営制度の変遷の経緯を分析する。第二章では、建国当時から存在する農村供銷合作社、農村信用合作社が、集団的組織としてそれらの役割を果たしているか現状から考察する。第三章では、人民公社解体以降に見られる農民の自発的な協同組織について評価する。具体的には、新たな協同組織が、二章で挙げた既存の合作社の問題を解決しているか否かを評価の基準とする。また、それらの利点と欠点を考察した上で、新たな協同組織が最合作化の流れにおいて重要であることを述べる。終章では、農民の自発的な協同組織の今後の発展における可能性と限界性を述べた上で今後の展望を提示する。

本稿は、農業経営形態の移行の方向性を明らかにすることによって、中国農業の発展の

³ 厳（2002）25頁の「国際比較に見る中国農業の特徴」によれば、中国の農業就業者一人当たり可耕地はわずか0.24haと、日本の5分の1に満たず、バングラディッシュやベトナムと並んで最低の水準に位置している。

⁴ 1990年末から1991年初にかけて農村固定観察点弁公室が行った農家意識調査によれば（有効回答7439人）、農業生産請負制が実施されて以来、農家単位では出来ない、または出来るにしても非効率的だと感じる農家の比率は、84.2%にも上っている。とりわけ、資金不足で投入増加が難しいこと、生産技術が不足していること、肥料・農業の購入が難しいことが最も重要な事項の上位を占め、それに続いたものには、良い品種の調達、農産物の販売、農業生産の基盤整備などがある。

ための一手段を提示できれば幸いである。

第一章 農業経営形態の変遷

中国の農業においても日本の農協に類似した農業の集団組織が存在している。ここでは中国の農業の集団化と、日本の農業協同組合にあたる“合作社”の変遷をみることでその歴史的な経緯と社会背景を概観し、どのような問題が内在しているのかを検証する。その上で現在の制度がどのようなもので、どのように成立していったのかを見ていく。

農業の集団化とは 1950 年代中ごろ以降展開された、農業合作化運動と人民公社化運動を総称して言うものであり、初級合作社、高級合作社、人民公社の三つの段階を経て完結したものである。

第一節 土地改革 農業集団化

中華人民共和国成立後共産党の強力な指導力による農地改革が行なわれ、かつての地主制度が消滅し、土地私有の自作農制度が作り上げられた。農民は自らの農業生産に力を注いだ。土地の規模が零細であること、自然災害への対応が脆弱であることなどにより、経営の低効率と不安定に直面した。このため十分な生産能力を持たない農家の土地は売却され、小作農が増加する恐れが生じた。農業の安定成長と自作農民の保持、主要農産物の流通を計画的に管理するために集団営農組織を作る必要性が生じてきた。

中国で農地改革がほぼ完成した 1951 年以降共産党は「農業生産の互助組合に関する決議」を公布、2 年後には「農業生産合作社の発展に関する決議」を採択した。この 2 つの決議において農業の社会主義的改造に関する具体的な路線・方針・政策が示された。改造は以前から中国農村に存在していた社会主義的性格を帯びる互助組⁵の発展から着手し、半社会的性格の初級合作社へ、そして完全な公有制の高級合作社へと漸進的なプロセスを辿るべきであり、全過程は 3 つの五ヵ年計画(1953-67 年)を要するものとされた。

第二節 初級合作社 高級合作社

第一段階の初級合作社は土地合作社とも呼ばれ、抗日戦争期(1937-45 年)の革命根拠地にあった合作社が原型であり、1953 年以降全国的に普及した。農地や家畜、大型農機具の私有制を維持しながら、合作社はそれらを統一して使用し、農家の労働力も合作社の共同作業組織に編成された。分配は労働量を考慮するものの、主として株式化された農地や農具などの量に依拠した。そのため、この意味で初級合作社は半社会主義的な性質のものといえる。

1955 年、毛沢東は「農業合作化の問題に関する決議」と「合作社の模範定款」を公布し、

⁵ 1950 年代初頭の中国農村に存在した個別農家間の労働互助組合。集団化の最も初歩的な形態であり、各農家は基本的には単独経営を維持し、その上で部分的に集団労働を行なうもの。政府は 1951 年に「農業生産互助組合に関する決議」を行い、農地や役畜の私有制維持、農家の自発的な意志と相互利益の原則に基づく共同労働の互助組織の設立を推進した。

互助組から初級合作社への移行を加速させた。その後、わずか数ヶ月で多くの農家が合作社に加入し⁶農業合作化ブームが巻き起こると、毛沢東は合作化を更に推し進めるべく、1956 年の全国人民代表大会で「高級合作社の模範定款」を採択させた。高級合作社では半社会主義的だった初級合作社とちがい、私的所有権を放棄して労働に応じてのみ収穫を分配するようになった。1956 年末までに全国の農家の約 9 割が参加した。続いて 1958 年からは第三段階の人民公社運動が開始され、同年の「農民人民公社の設立に関する決議」の採択を契機に急速に進展していった。

第三節 人民公社設立

1958 年に人民公社に発展した農業協同組合は行政・経済を一つにまとめた体制となった。人民公社はまずいくつかの県において、それまでに形成されていた高級合作社が合併し、全ての土地や生産手段⁷を公社の所有に移すことで始まり、設立から 3、4 ヶ月で 99% 以上の農家が公社に加入させられた。この過程で規模が大型化し、5000 世帯以上 20000 人余りで構成される公社を一つの採算単位とした。しかし大きすぎる組織の非効率と分配上の悪平等などが原因で農業生産は上がらなかった。加えて 1958 年からの「大躍進運動」の失敗と自然災害のために農業生産は大きく減退、1962 年までに農村部の農民を中心に深刻な食糧危機に見舞われ、数千万人の餓死者を出したといわれている。人民公社の行き過ぎた拡大と、それから来る非効率を是正するために、政府は「三級所有制⁸」を規定した。これにより人民公社は内部に 10 余りの生産大隊、その中に 10 余りの生産隊を持つ三段階の組織形態を取るようになり、20-30 戸の農家で組織される最小単位の生産隊を、人民公社の基本的な採算単位とすることを決定した。また 62 年の党大会で政府は「農業 60 条」を採択し、人民公社の性質、組織、規模、義務を明確に規定した。これは 1978 年の全面的修正まで農村の基本的指針となった。

第四節 人民公社崩壊 家族営農請負制

1978 年 12 月の共産党第 11 回大会第 3 次総会で「農業の発展を速める若干の問題に関する決定」が採択され、経済建設を全ての中心とする、経済戦略の大転換がなされた。農業・農村に関しては生産隊の地位と役割の重視、生産請負制の導入奨励などが盛り込まれたが、家族単位の経営は 1982 年の憲法改正と人民公社の消滅まで認められていなかった。だが実

⁶ 55 年 11 月に上記決議採決後、56 年の 1 月までに初級合作社の農家加入率は 49.6%、高級合作社の加入率は 30.7%となった。

⁷ 農地、役畜、大型機具だけでなく、農家私有の小農具や家畜

⁸ 農村人民公社は公社・生産大隊・生産(小)隊の三つの組織から構成される「政社合一」の組織とし、このうち最も小さい生産隊を基本的な採算・生産・分配の単位とする。生産隊は、基は自然村の規模で、生産大隊は以前の高級合作社に当たるものであった 62 年以前には組織は規模が大きいほど、生産手段の公有制の度合いが高いほど良いとする「一大二公」の考えが支配的であった。そのため生産隊は共同作業のための労働組織に過ぎず、生産手段の所有権も生産成果の分配権も与えられなかった。しかしこの制度により生産隊は独立採算制をとった経済単位になり、国に直接納税し、農産物の計画供出、生産計画の遂行を行なう関係となった。生産隊は生産大隊と公社から様々な指導を受け、また内部の農家の就業を保証し、食料などを分配しなければならない。総労働点数の評価と食糧などの代金との差額は農家の現金収入または負債になった。

際は 1978 年、一部の農家が集団経営を止め家族経営を行なう「造反」的行為を既に行なっていた⁹。生産隊の集団労働では平均主義から来る労働意欲の減退などの悪癖により、農地などの資源が不足しているわけでも十分な食糧を得ることができない。家族経営による生産請負制¹⁰は自己責任で経営を行い努力に応じた成果を得られたため、食糧の増産に即効力を発揮した。このため地方政府はこの運動を見守り、中央政府も「資本主義の逆戻り」という批判もある中慎重に家族営農請負制の全国普及を行なった。

当初の家族営農請負制は普遍性の無い応急措置とみなされ、集団経営の性格を色濃く持つものであった。だが 1980 年「農業生産請負制のさらなる強化・改善のための若干の問題について」が採択され、農家単位で経営を行なうようになった。農民たちは国や集団への供出ノルマを達成すれば残りは自らのものとなる「包干到戸¹¹」という、彼らに最も受け入れやすい請負形態が広く導入されると、自身の努力で収入を増やすこともできるようになり、単なる生産労働者から農業経営者に変身した。家族営農請負制は社会主義に合致するかという批判もあったが、82 年に政府は請負制が社会主義的性格を持つものと規定し、安定の重視と「統合」と「分散」の補完関係を考えるべきと強調した。

人民公社が崩壊した後、生産・分配の基礎的な単位としての生産隊も消滅した。かわって行政業務を支援する村民小組が生産隊単位で再組織された。

人民公社体制崩壊の原因には主に、農民が土地を持たない単なる労働者となったこと、国家の工業化のため¹²ひどく収奪されたこと、移住や職業選択の自由が全く無かったこと、生産隊内での悪平等が恒常化したことなどの問題が潜んでいた。それらが鄧小平の時代になって一気に表面化し、公社体制崩壊に繋がった。

第五節 双層経営体制の構築と問題点

1980 年代後半以降は共産党により農村改革はより鮮明な政策目標の下に行なわれていく。1987 年には「農村改革実験区」を設立、実験区内では戸別農家と合作社による「双層経営体制」、農地制度・食料流通制度・郷鎮企業の所有制度・農村金融システムなどの改革が試行され、成功を収めた制度や政策は後に法制化された。

農家単位の分散経営と村などの組織による共同経営を基本内容とする「双層経営体制」は 1980 年代後半一部の先進農村で原型を表わした。その設立要因として、人民公社の崩壊により村組織が形骸化し、主要農産物買い付け計画などの行政業務の執行が農家レベルまで浸透しなくなったこと、水利施設のような公共事業が組織化の無い戸別営農体制下では

⁹ 78 年 11 月に安徽省鳳陽県の生産隊で 18 戸の農家が密かに集団経営を止めて家族経営を行なっていた。

¹⁰ 以下「家族営農請負制」と呼ぶ

¹¹ 80 年の採択において導入された請負形態の一つ。その他に、作業組単位で生産を行い産出量に応じて分配を行なう「練産到組」、作業量に応じて点数を与える「定額包工」、産出量と労働点数を連動させる「練産到勞」、農家単位で生産を行い産出量に応じて分配を行なう「包産到戸」があった。これらは「包干到戸」の普及により姿を消していった。

¹² 農業が国民経済の主流である当時は、工業化のための資本備蓄を農業に依拠せざるを得ず、そのため農民達を組織し農業経営を厳しく管理する必要があった。

あまり行われず、農業の生産条件が悪化したこと、農産物流通体制と商品的農業の発展により家族営農請負制では規模の経済性や市場参加などの面で限界があったことなどが挙げられる。1993 年公布の「農業法」では「双層経営体制」は、中国農業の最も基本的な経済制度であり、農地の集団所有を前提とし、家族単位の戸別経営と郷村レベルの協同経営の二重経営体制であると規定された。家族農業経営の限界を協同化によって克服することがねらいである。

しかし合作経営組織の運営は場所を問わず党と行政の発言力が非常に強く、集団所有制企業の人事権や企業経営上重要な事柄の議決権は実質的に党組織、郷鎮政府、村民委員会に握られている。また郷鎮レベルでは経済連合社組織自体があまり整備されておらず、村レベルでは党支部と村民委員会と合作社が実質的に一体化している¹³。また戸別経営農家に対する様々なサービスの提供も村の財政により一部の地域を除いてあまり行なわれておらず、戸別農家と市場を結びつける役割も村合作社などがほとんど果たしていないといわれている。農家と合作社による双層経営体制は、制度があっても実際はほとんど機能していないといえる。

第二章 既存の合作組織の考察

第二章では、第一章で指摘した「農家と合作社による双層経営体制は実質上殆ど機能していない」という点に注目する。以下、中国農村において建国以降集団的機能を担ってきた農村供銷合作社（以下、供銷社）農村信用合作社（以下、信用社）の現状を考察する。

第一節 農村供銷合作社の現状と問題点

農村供銷合作社の「供」は購買、「銷」は販売、「合作社」は協同組合を意味する。同合作社は、1949 年の新中国の成立を契機に、中央政府の方針によって多様な合作社の設立が全国的に推進されていく中で誕生した。その後、文革時代の人民公社制に吸収され、国営部門に統合されたが、1980 年代の改革・開放以降、農村合作社として独立採算性をとる民営化に移行した。

人民公社の解体以降、再び独立組織となった供銷社は、郷鎮単位でその地域の農民のために生産資材の供給、農産物の加工、貯蔵、遠隔地への輸送販売などを行うことになっている。その組織は、郷鎮、県、省、全国の四段階になっており、現在中国農村合作社の中では、組織率や経済活動の規模・範囲、地域的網羅性、系統組織性において最も発達している¹⁴。全国組織である中華全国供銷合作總社は 1985 年に ICA（国際協同組合同盟）に加

¹³ 江蘇省や陝西省では村合作社主任の 8 割近くが村民委員会の主任が党支部の書記による兼任であり、全国調査でも専任の合作社主任は 13.5%に過ぎない。（嚴 1992a；1997c；農村固定觀察点公室論 1992）

¹⁴ 全国供銷合作總社のパンフレットによれば、2000 年現在で、公称社員数は約 1 億 8 千万戸、系統職員数 430 万人、商品取扱高 4,409 億元となっている。郷鎮（町村）レベルに基層供銷合作社が 2 万 8 千社あり、その連合組織として、県級供銷連合社 2,100 社、地区・市級 318 社、省級 31 社が存在する。

入している¹⁵。このようにみていくと、供銷社は立派な農業集団組織であるように思われるが、実態としてはその機能は殆ど発揮されていないという。

供銷社について、1998 年の中央政府の政策の中では「供銷社の改革を促進し、真の農民のための組織の性格を回復させる」という方針を決めているが、現実的には運営は非常に厳しい状態となっている。それは、1950 年代の発足以降、計画経済の下で長い間国の農産物流通機関として官僚化されたことに起因している。こうして、国営商業部門から分離し独立採算性をとるようになった現在でも、大きく以下の三つの点において機能不全状態に陥っている。第一に、農民、農業に奉仕するという原則から遠ざかり、農民との利益共同体になっていないことが挙げられる。これは、村級供銷社主任の人事権が基本的に県級供銷社にあり、社員出資構成では職員の比重が大きく、農民出資者がごく少数であること、さらに、社員代表大会の形骸や常務理事会での農民社員の不在などが背景要因となっている¹⁶。第二に、多額の債務を抱えていることによる経営の硬直化である。それは、市場経済の進展にともない、農村で多様な流通主体が登場し競争関係が激化したこと、それに加えて、国営企業と同様に離退職者の年金支払いの重い負担が背景となっている¹⁷。第三に、人民公社時代の名残として農村、農民の中での影響力が低下し反感をもたれている場合があることである。

第二節 農村信用合作社の現状と問題点

中国における史上初の近代的な協同組合組織である信用社は、1923 年 6 月に設立された「河北省香川県河内信用社」であった。その後、信用社は中国共産党または、国民党政府のもとで広範囲に展開したが、1947 年以後から新中国成立の直前にはいずれの信用社もほとんど機能しない状態になっていた¹⁸。1949 年 10 月の新中国成立以後、とくに農業合作化運動の時期に大きな発展を迎え、続いて人民公社期においては、人民公社と国家銀行の末端組織として位置づけられた。1980 年の改革・開放以後は、農村改革と金融改革の下に、農業銀行の下部機関としての体制を維持した状態で真の協同組合組織に回復させる改革を図った。こうした状況下で、1996 年 9 月には、農業銀行から分離することが決定され、独自の農村協同組合金融組織となる改革が進められつつある。

信用社は中国農村における農家と中小規模の郷鎮企業の生産流通資金の融通を担っている。主に郷鎮(町村)レベルに設立されており、現在、農業銀行に次ぐ位置を占めている¹⁹。1998 年の預貯金と貸付の展開状況は、預貯金残高では、信用社が国家銀行の 21.64%に相

¹⁵ ICA (International Co-operative Alliance) は、1895 年にイギリスで設立された。近代協同組合の元祖とされるイギリスのロッチデール組合の規約を原型とする国際協同組合原則を定めている。1995 年にマンチェスターで開かれた ICA 第 31 回大会で、原則が 30 年ぶりに改定された。

¹⁶ 青柳 (2002) 132 頁より。

¹⁷ 青柳 (2002) 132 頁より。

¹⁸ 第二次国内戦争期の終焉を迎え、中国共産党の勝利と国民党政府の台湾への撤退が確定した時期であり、中国全土が混乱状態にあったため。

¹⁹ 98 年末現在 4 万 1,508 社で、総資金量 1 兆 2,611 億元に対して貸付金が 8,340 億元という実績にある。

当し、各銀行と比べると工商銀行の 43.19%の次、2 番目に位置する。貸出では、農業銀行より下回り 4 番目に位置づけられている。農村金融システムについては、農村貸出においては農業銀行の方が高いものの、信用社が農村預貯金全体の半分以上を占め、農業銀行より割合が高い。1987 年以降、信用社の郷鎮企業への貸出は農業銀行を超え、中国農村における郷鎮企業の発展を促進する主役となった²⁰。このように、信用社は農村における農業生産の主要な貸出担当者であり、農村における金融組織として農業生産発展の重要な推進部門となっているといえる。

1996 年に、農業銀行から独立を果たした信用社は独自の農村協同組合金融組織に向かう改革を始めつつある。しかし、人民公社時代以降、機関の整備、経営計画の制定、業務の指導、職員の採用・育成、財務管理などのすべてが国家銀行の支配のもとに行われていたために、農業銀行から独立した現在も、その運営方式とメカニズムが金融体制と農業銀行に強く制限されているため、協同組合金融としての役割が十分に果たされていないのである²¹。

具体的には、以下大きく三つの問題が挙げられる。第一に、信用社は、中国農村地域に広い基盤を有しており、また、中国金融系統において重要な役割を果たしている一方で、個別機関別にみると、零細、分散的な農村協同組合金融機関として、経営が非効率であり、構造が脆弱であるという点である。第二に、運営資本が預貯金を中心とした外部資本に依存しているため、経営の安定化が欠如しているという点である。第三に、貸出が郷鎮企業に偏重しているため、農家と農業生産を目的とする資金運用は少なくなっている点である²²。

小結

以上の考察から、供銷社、信用社は、さまざまな改革が行われている中でも、未だ問題は多分に残しており、今日の「双層経営体制」の集団組織的役割を十分に果たしていないことが明らかになった。この二つの合作社の今日の経営状況からは、以下の共通した問題が挙げられる。それは、中央政府の管理、介入の下で経営されているという特徴から、農民の利益を十分に反映できる民主的管理制度の整備が進んでいない、すなわち、協同組合金融組織として機能していないという点である。

第三章 新たな協同組織

第二章で明らかになった供銷社と信用社の機能不全を背景に、1980 年以降、中国農村ではそれらに取って代わる新たな協同組織が展開されていった。これらの協同組織は、営利

²⁰ 斉(2000)による。

²¹ 農村信用合作社の貸出構造は、郷鎮企業への貸出が1993年現在63.65%であるのに対し、農家への貸出は30%である。このことから、農村信用合作社の資金運用対象は農業生産を離れ、郷鎮企業に向かっていることが分かる。

²² 斉(2000)による。

企業と比較すると、反市場性の性質を比較的強く持っており、市場競争に不利な地位にいる弱小生産者の立場に立っている点が特徴と言える。具体的には、以下の三点が挙げられる。第一に、組織構成員が経済弱者、投資者ではなく、組織業務を利用する農民によって構成されている点である。第二に、協同組織が掲げる経営目標が、利潤の最大化ではなく、構成員のためのサービスである点が挙げられる。第三に、協同組織の運営原則は、構成員の権利と義務の平等を原則としている。第四に、組織内で選挙を行う際は、一株一票ではなく、一人一票の形をとっており、資本の投資家ではなく、生産者である社員に本位が置かれている点である。

中央政府は、この新たな協同組織に関し、1984 年中共中央 1 号文件の中で明確な方向付けを打ち出した。具体的には、農家の戸別農業経営と協同組織による共同経営を結合するため、土地の集団所有を土台とする「地区性合作経済組織」を設置するべきだとした。そして組織の規模は大小を問わず、村民委員会と並行して設立されることも、一体化することも農民自らの判断で決められるというものである。また、それと同時に、自主的にさまざまな専門的合作組織に加入、あるいは組織することもできると規定された。さらに、地区性合作経済組織も専門的合作組織もすべて平等互惠的、あるいは協調指導的關係にあり、いかなる行政機関にも属しない性格のものとして定められた。

以下では、新たな協同組織の現状を考察し、それらが供銷社・信用社の抱えていた「政府支配」という問題を如何に解決できているのかを検証していく。

第一節 地区性合作経済組織に関する考察

地区性合作経済組織（以下、地区組織）は、主に農業生産の基盤となる生産資材（種子、肥料等）の統一購入、機械の共同利用、灌漑管理、農業技術の提供、農産物の統一販売などを担っている。入手可能であったデータによると、総組織数は、94 年に 218 万社で、うち村級組織 67 万社、村民小組級 151 万社であったが、98 年末には総組織数 225 万社で、うち郷鎮級 4 万 8 千社、村級 64 万 8 千社、村民小組級 155 万 8 千社となっている。村級では減少したものの、全体としてその数を増やしている²³。

地区組織は、建前上、いかなる行政機関にも属しておらず、経済的合理性に基づいた互惠的な協同組織であり、個々の農家の意思決定に委ねられているとされている。組・村・郷・鎮各レベルの地区組織相互間の関係、または地区組織と既存の農業支援体制との関係は、かつての集権体制化で見られた行政的な序列関係ではなく、間接指導を目的とした協調的な性格を持つものを目指した。

しかしながら、地区組織を設立する初級段階では、先導者が地域において権力を持っている地方政府の役人であることが大多数を占めている。地区組織は経済実態（資金など）を欠くため、行政組織である村民委員会が 2 枚看板で「経済組織」を代行することが認め

²³ 魏、張（1998）24 頁による。

られたためである。結果として、地区組織と村民委員会の責任者が兼任である場合が 9 割を占め、事実上二つの組織が同一化している。

つまり、地区組織は供銷社と同じく、地域によってその範囲を決定し、地方政府が中核となって活動する地縁的組織となってしまっていると言える。

第二節 農業分野における専門的合作経済組織

中華人民共和国農業部によると、「専門的合作経済組織（以下、専門組織）」とは、共通の利益または目的を有する 2 人以上の個人、または 2 つ以上の組織が、自主互恵の原則に基づき、自らの労働力、技術、または生産資料をもって、協同的に生産、経営、諮問、サービスを行うものである、と定義されている²⁴。地区組織が村を範囲とする地縁的な組織であり、実質的には村民委員会を主体として組織化が考えられているのに対し、専門組織は農家の自発性に基づいて、ある特定品目の生産あるいはサービスに従事する「専業戸」を主体として設立される。そのため、国家の政策的支持・指導に基づいているのではない。また、現行法律において、これらの組織に対し法規定が存在しないため、その名称は、研究会、組合、専業社、協会など様々であり、しばしば名称混乱が起こっている²⁵。

1995 年に中共中央國務院から「専門的合作経済組織の発展によって、積極的に農村・農民のために総合的・統一的に経済・技術サービスを提供し、農民の組織的な市場参入を導く」という決定があった。これを受け、現在の専門組織の多くは 90 年代半ば以降に設立されたと言う。この決定により、政府は地区組織よりも専門組織の活動を支持し、農業発展の中核として見ていると言える。

実際に、専門組織は以下の成果を挙げている。専門組織が発達している地域では、専門組織の業務が、農産品技術の拡張、情報提供サービスなどの指導的なものから、農産品販売、加工などの経営的なものへと展開している²⁶。とりわけ、現地における主要産業或いは特色のある産業生産基地を形成する専門組織が多く出現している²⁷。

また、専門組織において特に注目すべき点は、現地産業機構と緊密な協同関係を築いており、専門組織が現地企業と農家を結ぶ重要な仲介的役割を担っていることである。こうして、専門組織は、小農を企業化経営に従事するものへと発展させている。

²⁴ 嚴（1997）149～177頁による。

²⁵ 「専門的合作経済組織」という名称は、嚴善平により使われている。

²⁶ 苑鵬（2003）によれば、北京では、農産品加工およびそれらの販売サービスに従事している専業では、2000 年には、19.4%から 2001 年には 37.1%、2002 年には 57.6%に増加した。広東の温氏集団、内モンゴルの草原興發、広西の貴糖集団、広西の東方食品などが例に挙げられる。

²⁷ 苑鵬（2003）によれば、2002 年現在で、江西省では、豚、野菜、果物産業に従事する専業が全体の 60%以上、山東省では、家畜飼育と野菜産業に従事している事業は、それぞれ全体の 18.6%、17.7%に上っている。これら二つの産業に従事する専業数は、山東省全省において 35%以上になる。河北省では、約半分の県において、現地生産品を柱として専業を形成している。

以下ではそれら 3 つについて、それぞれ考察していきたい。全国農村経済統計資料によると、事業内容によって、主に「生産経済組織」、「生産サービス組織」、「専門協会」の 3 つに分類される²⁸。

第一項 生産経済組織、生産サービス組織

生産経済組織は、専属の職員や事務所、流通・加工施設等を装備し、加工・販売・貯蔵・運輸など多面的な事業を行う。生産サービス組織は生産経済組織に比べ、その業務範囲が多少狭い。主に害虫駆除や剪定などの技術供給の面で農作業サービスを行っている。多くの地区組織は、その生産物ではなく請負地を区切った組織であるため、多角経営（食糧の加工など）への効率的なサービスを行うことが出来ない。そこで、これらの生産組織が農家の自発性に基づいて、形成されていったのである。

青柳（2001）によると、生産経済組織と生産サービス組織の特徴は以下の 3 点に要約できる。第 1 に、出資構成において行政や供銷合作社、基金会の比重が大きい。しかしながら、大多数の農民も出資している。中には農民出資だけで設立した事例も少なくない。第 2 に組織代表は地方政府幹部の兼務が多いものの、選挙による任命という手続きを経ており（党組織・上級政府の不干渉）、他の役員構成においては農民組合員が多数を占めている。第 3 に、取り扱う農産物が国家統制的な食糧作物ではなく、園芸作物や畜産物が主である。実際の経営内容は極めて多様であり、以上のような特徴に当てはまらないものも数多く存在する。

山西省の生産経済組織において、95 年度の販売利益は 22 万 5 千円で、その内 13 万 8 千円を農民に利益還元するなど、有効に働いている例も多数出ている。しかしながら、その普及率はまだ低く、1996 年末の時点では、専門組織、約 150 万社の内、生産経済組織が全体の約 10%、生産サービス組織が 44%、専門協会が 46% という数字が出ている²⁹。

第二項 専門協会

これらの組織は（一）で述べた生産経済組織や生産サービス組織とは違い、専属の職員や固定的施設・建物等の経済実体は存在しない。業務内容は、主に先進的農業技術の研修・学習活動である。このような協会は営利を目的とせず、利益関係はややルーズで、主に主要生産物の導入・発展において、農民に対して「生産前、生産中、生産後」のサービスを提供する。上述したように、専門協会は専門組織全体の約半数を占めている。では、なぜ、専属の職員や固定的施設の無い「協会」という形で留まっているのだろうか。ここでは、以下の理由が考えられる。まず、第 1 に農民の教育水準が低いことによるリーダーの不在である。第 2 に多様な経済事業を開始するときの投資資金の調達が困難なことである。

²⁸ 農産部「全国農村経済状況統計資料」の専門組織の分類方法による。

²⁹ 農村部「全国農村経済状況統計資料」による。

第三節 農村合作基金会に関する考察

農村合作基金会（以下、基金会）は、改革開放後、とくに人民公社制度の解体以降において、農村財務管理が混乱し、また、農村金融政策の緩和と農村金融機関の資金需給の変化への対応が不十分のなかで、農村地域合作経済組織内部に誕生した農村融資組織である。資金の個人所有権を認めたもので、社区地域において相互扶助性と奉仕性に基づき「農民から取り、農民への使用」という協同組合的性格を持つ金融組織である。その目的は、農村組織の蓄積資金の保全、地域農村資金の流出防止、また、小額農業生産資金融資の拡大である。1980 年中頃の設立当初は、政府と国家銀行の許可はなかったが、1986 年から限定的に政府と国家銀行により認められるようになり、1991 年 11 月には、中共中央第十三期八中全会の「決議」と同年 12 月の国家農業部「基金会の完遂化、制度化建設の強化に関する若干の問題の通知」に基づき、組織数の拡大と制度上の完成の両方に着手することとなり発展期に入った。

現在、基金会は、中国農村合作経済組織の内部金融組織として存在している。1992 年の統計によれば、全国基金会の組織数は、郷鎮レベルで 1 万 7,400 あり、全国の郷鎮組織総数に占める割合は 36.7%となっているが、村レベルでは 11 万 2,500 あり、全国村組織総数に占める割合は 15.4%となっている。そして、同年に集中した資金は 164.9 億元、総貸出は 178.5 億元となり、今までの中国における農村金融組織である中国農業銀行、農村信用合作社に続き、第 3 番目の農村金融組織となっている³⁰。その役割は、以下の通りである。第一は、協同組織形態によって、農業生産さらに地域経済への資金供給力を強化することである³¹。第二は、集団農業に蓄積した資金を保護し、運用資金を増加させることである³²。第三は、農村地域における高利貸出の利子率を抑制することである³³。

既に 2 章で述べた農村信用合作社が郷鎮企業を主な融資対象としているのに対して、基金会は、地域の農民を中心に、また、食糧を主とする農業生産への融資を中心に展開することにより、農村金融システムの補完的役割を果たしている。

このように基金会は中国農村における資金不足と政府の規制緩和、ないしは放置状況のもとで大きく展開したとみることができる。基金会は農村地域における協同組合金融として、その役割を高めているが、国家銀行や農村信用合作社と比べると、基金会は金利面、資金調達と融資面、財務上などにおいて、かなり法的、制度的な整備が遅れている。というのも、現在の基金会には金融法人の資格で登録しているものも存在しているが、法人登録していないものも多数あり、金融機関としての実態が不十分である現状があるからであ

³⁰ 農村部「全国農村経済状況統計資料」による。

³¹ 基金会の資金運用分野は農業生産とそれをめぐる合作サービスの農業部門と非農業部門であり、その対象は主に農家、郷鎮企業、合作経済組織である。1990 年と 1991 年には、基金会は農業部門への貸出の割合が 48.4%であり、農村地域の資金流出を防ぐ点からみれば、農村地域金融機関の性格をもつものと位置づけられる。

³² 1990 年と 1991 年の 2 年間において、全国における合作基金会の資金増加は 3 億元となった。とりわけ、集団の債権を貸出化することにより、農民からの未返済資金の 12 億 5,000 万元が返済された。

³³ 各地での調査によると、基金会が順調に展開された所では、資金の供給状況が改善されたため、高利貸出の利子率が 30～50%引き下げられ、農民の利益が保護されている。

る。したがって、多くの基金会は地区組織と同様に地方政府によって、その組織が管理されている。

小結

ここで、「政府支配」と言う問題を抱え、機能していない供銷社や信用社に変わって登場した新たな協同組織が、その問題を如何に解決できているかという評価を「農民主体の組織」か否かという観点から見ていきたいと思う。また、新たな協同組織が抱える問題点も見えていく。

地区組織の場合、個々の農家が主導的な意思決定をする農家自身の組織として規定されていたが、「地区組織と村民委員会の責任者が兼任である場合が 9 割を占め、事実上二つの組織が同一化している」という現状から、供銷社と何も変わっていないことがわかる。また、94 年 1 月、農業部と国家科学技術委員会は協同で「專業協会に対する指導と支持を強化する活動の通知」を公布している。このことから、専門組織は農民の出資による農民の自発性から生まれた組織ではあるものの、リーダーの不在や、政府によるバックアップの欠如、資本力の低さや資金調達が困難という問題点も抱えており、集団組織として十分な効力はない。そのため、今後政府介入の可能性も充分にあると言える。基金会に関しては、地域の農民や農業生産を中心に融資を行ない、農村金融システムの補完的役割を果たしているが、法人規定をしていないなど、金融機関としての実態が不十分である現状がある。「多くの基金会は地区組織と同様に地方政府によって、その組織が管理されている。」という現状から、やはり、これも政府主導の組織となっている。政府主導となると二章で見た供銷社や信用社と同じ道を歩む可能性が大きい。

終章 結論

ここまで中国の農業の発展を考える上で特に重要と思われる現在の動き、再合作化について、その歴史的変遷と現在の状況、問題点を検証してきた。

中国の農業経営体制は人民公社時代の完全統制から個人経営、個人と集団を合わせた双層経営体制と変化してきている。しかし現在、個人経営の限界性を補完する役割であるはずの集団組織は、十分その機能を果たしているとは言い難い。それは集団組織があくまで政府の組織であるため、農民の意向が十分に反映されなく、また組織自体も負債を抱え経営が困難であることが理由の一つである。そのため最近、農民達が自発的に協同組織を編成し、真の協同組織の役割を担うものを設立する活動が中国あちこちで見受けられる。これらの組織はまだ法的規定もなく、集団所有経済組織として政府に認められていない。そのため資金調達などにおいて、政府が運用する組織と大きな差がある。この理由には多様な組織形態に政府が対応できていないのと、「政社分離」の危惧からあえて認証しないことが考えられる。これには中国の民主化の問題も絡んでくる。

本稿で我々は、農民自身の自発的な協同組織が最近幾つも現れていて、既存の合作組織

の問題に取り組もうという動きから、これを再合作化における重要な部分であると位置付けている。そしてこの路線での農業経営体制の進展が、中国農業の発展を考えると望ましい。また最近 WTO 加盟に代表されるように、国際社会に向けた動きを強めている中国にとって、国際社会の風潮に逆行するような行動を中国政府が取るとも考えにくく、そのため ICA の原則との整合も考慮して、農民の主体性をさらに拡大させて協同組織を法的に認めていく方向に進むと考える。現在、中国政府農業部において、新たな協同組織の法規定に関する専門委員会が設立され、検討中である。

しかし「政社分離」の懸念材料である農民主体の協同組織を、中国政府が積極的に認めるとは考えにくい。また市場が未発達な現状も考慮して、中国のこれからの合作化は、短期的に見れば農民主体よりも、政府主導で進めている協同組織を、ICA 原則に沿った形に徐々に変革していく方向性を取ることがより実現性が大きいのではないだろうか。

参考文献

- 書籍 -

- ・天児慧、菱田雅晴『深層の中国社会 - 農村と地方の構造的変動 - 』（勁草書房、2000 年）
- ・石田浩『中国農村の社会経済構造の研究』（高洋書房、1986 年）
- ・王文亮『中国農民はなぜ貧しいのか - 驚異的な経済発展の裏側で取り残される農民の悲劇 - 』（光文社、2003 年）
- ・大島一二『現代中国における農村工業化の展開 - 農村工業と農村経済の変容 - 』（筑波書房、1993 年）
- ・太田原高昭、朴紅『レポート - 中国の農協 - 』（家の光協会、2001 年）
- ・郭文韜、曹隆恭、宋湛慶、馬孝劬『中国産業の伝統と現代』（農山漁村文化協会、1989 年）
- ・加藤弘之『中国の農村発展と市場化』（世界思想社、1995 年）
- ・巖善平『農民国家の課題』（名古屋大学出版会、2002 年）
- ・巖善平『中国農村・農業経済の転換』（勁草書房、1997 年）
- ・斉文波『中国農村協同組合金融の現状と改革』（筑波書房、2000 年）
- ・佐藤宏『所得格差と貧困』（名古屋大学出版会、2003 年）
- ・周心恒『中国の農産物政策と流通構造』（勁草書房、2000 年）
- ・尚明主編『新中国金融 50 年』（中国財政経済出版社、1999 年）
- ・曾寅初『中国農村経済の改革と経済成長』（農林統計協会、2002 年）
- ・竹内実編訳『中華人民共和国憲法集』（蒼蒼社、1991 年）
- ・中国農業科学院『中国食糧需要の分析と予測』（農山漁村文化協会、1991 年）
- ・張玉林『転換期の中国国家と農民』（農林統計協会、2001 年）
- ・中兼和津次『中国農村経済と社会の変動 - 雲南省石林県のケース・スタディ - 』（御茶ノ水書房、2002 年）
- ・農林中金総合研究所『杜潤生 中国農村改革論集』（農山漁村文化協会、2002 年）

- ・ 牧野松代 『開発途上大国中国の地域開発 - 経済成長・地域格差・貧困 - 』（大学教育出版、2001 年）
- ・ 三谷孝、内山雅生、笠原十九司、浜口允子、小田則子、リンダ・グローブ、中生勝美、末次玲子 『村から中国を読む』（青木書店、2000 年）
- ・ 美野久志、西忠雄 『中国市場開放プログラム』（蒼蒼社、2000 年）
- ・ 矢吹晋、S・M・ハーナー 『図説・中国の経済 第二版』（蒼蒼社、1998年）
- ・ 林燕平 『中国の地域間所得格差 - 産業構造・人口・教育からの分析 - 』（日本経済評論社、2001 年）

- 雑誌 -

- ・ 苑鵬 『農村合作経済経営管理』（農業部農村合作経済経営管理センター、2003 年第五期）

- 新聞 -

- ・ 『人民日報』
- ・ 『新網報』
- ・ 『朝日新聞』
- ・ 『日経新聞』

- WEB -

- ・ 『人民日報日本語版』 <http://j.people.ne.jp/home.html>
- ・ 『中国情報局』 <http://searchina.ne.jp/>
- ・ 『asahi.com』 <http://www.asahi.com/international/jinmin/>
- ・ 『中華人民共和国駐日本大使館』 <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/>
- ・ 『中国農村網』 <http://www.ccrs.org.cn/>